

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：23903

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05730・19K20927

研究課題名(和文) 家庭崩壊を経験した子どもの生活過程に関する研究

研究課題名(英文) Study on Experience of Family Process in Childhood

研究代表者

高橋 康史 (TAKAHASHI, Koshi)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・講師

研究者番号：60824711

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、社会的養護の外側にいる子どもに対するオルタナティブなケアモデルの構築を目指した。そのために、子ども時代に逆境的经验をしながらも、社会的な支援を得られず、生活を維持した者26名にインタビュー調査を行い、それを理論的、制度比較的な視点から分析した。その結果、社会的養護の外側にいる子どものケアのあり方を、子ども時代に逆境的经验(虐待・家族の機能不全)をした者自身が用いるサバイバル・ストラテジー(逆境的经验それ自体とそこから派生する生活問題に対する生存戦略)という観点から、子ども時代に逆境的经验をした者の経験を捉える必要性が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで研究の対象とすることが困難であった、社会的養護の外側にいる逆境的经验をした子どもの生活過程を、彼/彼女らの視点から把握した点に特徴がある。彼/彼女らの経験を捉える独自の理論的視点を組み立てたうえで子どもたちの生活過程を明らかにすることで、社会的養護に根強くある「家族規範」を指摘することに至った。この点が学術的意義である。また、同時に、社会的支援の課題と限界を浮き彫りにした。この点が社会的意義である。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to construct an alternative care model for children outside of foster care in Japan. We conducted an interview survey with 26 people who maintained to live by themselves because they could not get social support. And they had an adversity experience in their childhood.

As a result, they used survival strategy that has two points. The first is a strategy for adversity experience itself, and the second is a strategy for life problems derived from adversity experience.

研究分野：社会福祉学、社会病理学

キーワード：子ども時代の逆境的经验 ドリフト 脱家族 青少年福祉

## 1. 研究開始当初の背景

先行研究では、家庭崩壊・逆境的体験を経験した子どもたちの経験の背景には、日常的に存在する強固な家族規範が存在することが明らかにされている(田中 2009)。近年では、こうした強固な家族規範を所与のものとして、社会的排除に陥りやすい彼/彼女らの社会的包摂に向けた社会的養護やケアモデルが検討されてきた(西田 2011)。

しかしながら、先行研究では次のような2つの課題が見受けられる。第1に、伝統的な家族規範を無批判に引き受けている点である。この点は、後期近代における脱家族化の論点を十分に踏まえないまま、子どもの家族崩壊・逆境的体験の経験を論じていることを意味している。第2に、その結果、家族崩壊・逆境的体験の経験が子どもにとって「よくないもの」という支配的なパラダイムを引き受けているため、家族崩壊・逆境的体験の経験を偏った「家族観」で捉えている可能性があるように思われる。

したがって、子ども時代の家族崩壊・逆境的体験の経験を多様な視点から分析できず、社会的養護から自ら撤退する子どもたちや社会を漂流する子どもたちに求められる社会的支援のあり方については議論・検討できていないと考えられる。

そこで、第1に先行研究が想定してきた子ども時代の家族崩壊・逆境的体験の経験を理論的に捉え直したうえで、第2に社会的養護に接触しない層の子どもたちの経験を当事者の視点から捉え(インタビュー調査)、第3にその課題の解決法を諸外国から示唆を得ることを目指した。これらの作業により、既存の子どもの社会的養護を補完するためのオルタナティブなケアモデルを提案することを目指した。

なお、報告者はこれまで次のような2つの研究を行ってきた。第1に、家族の犯罪者をもつ子ども(加害者家族の子ども)に関する研究である。報告者の根源的な問題関心は、マイノリティのアイデンティティにあり、「なぜマイノリティというアイデンティティを生きざるを得ないのか」という問題意識をもっていった。そこで、加害者家族の子どもたちを中心にいかにして「加害者の家族」というラベルが付与され、どのようにアイデンティティを築きなおすのかを、インタビュー調査をスティグマ論から分析することによって明らかにして来た。その結果、子どもたちのマイノリティ・アイデンティティは、彼/彼女らの「家族観」にも拘束されることが明らかになった。そして、第2の非行からの立ち直りに関する調査研究からは、その「家族観」が、制度・政策的な仕組みを背景に強い影響を受けるという示唆が得られた。非行からの立ち直りに関する政策・支援の現場においては、家族規範が根強く存在し、かつそれが制度的に形づくられていることが明らかになった。本研究は、報告者のこれまでの研究の延長線上に位置づくものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、子どもから見る家族崩壊・逆境的体験の経験を主題に「子ども時代に家族崩壊・逆境的体験をした者は、どのように生活を維持していくのか」という問いに答える。

この問いに答えることを通して、保護者が居ない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任によって、社会的に養育・保護する仕組みである「社会的養護」の外側にいる子どものケアのあり方を検討する。

日本における子どもの家族崩壊・逆境的体験に関する研究の多くは、家族を法的な定義を基準として捉えてきたこと、「家族崩壊は子どもにとってよくない出来ごと」というロジックを無批判に受容してきたことが特徴的である。これに対して、欧米の研究では、「離婚は子どもにとって良くない出来ごと」等という、家族崩壊の支配的なパラダイムが、子どもの経験を十分に捉えることができない可能性を課題として指摘している(Amoto et al. 2005; Arditti 2015)。一方で、これらの研究は統計を用いた実証的研究・論説であるため、子ども自身の視点からどのように家族崩壊が経験されるのかという視点が不十分である。そのため、本研究では、子ども自身の主観性を重視し、その生活・家族経験を時系列的に捉えることが特徴である。

## 3. 研究の方法

本研究は、次のような3つの手順により実施した。第1に、子ども時代の家族崩壊・逆境的体験に関する国内外の先行研究を網羅的に検討することによって、日本における子ども時代の家族崩壊・逆境的体験に関する研究の特徴とその課題と限界を整理した。同時に、子

ども時代の家族崩壊・逆境的体験の経験を捉える新たな理論的枠組みを組み立てる。第2に、家族崩壊・逆境的体験を経験しながらも社会的支援を受けずに生活を維持した者の生活史を分析した。第3に、日本と異なる「家族観」のもと社会的養護を実施しているアメリカ合衆国と大韓民国を例に、諸外国における社会的養護から日本への示唆を整理した。そしてこれら作業をもとに、子どもの社会的養護のあり方を補完するためのオルタナティブなケアモデルの在り方について考察を試みた。

分析は、次の家族プロセスを捉える視点から生活過程を把握した。Arditti (2015) は、親に犯罪者をもつ子どもを対象に、第1に、子どもへの家族によるケアがどのように行われてきたのか、逆境的体験がもたらす影響に作用するという点(Arditti 2015: 172-174)、第2に、逆境的体験に関連するケアの過程を明らかにする調査が不十分であるという点を踏まえて、子どもやその家族の「強さ」に注目する視点である(Arditti 2015: 174-176)。

本インタビュー調査は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科における研究倫理審査委員会からの承認を得て、実施した。調査への協力意思の尊重のために調査協力者に対しては、次のような手続きを踏んだうえで調査を実施した。第1に、書面での研究概要や倫理的な配慮を説明する「調査に関する説明書」を手渡し、口頭で説明をした。第2に、上述のような説明書にもとづき遵守する事項を銘記した「誓約書」を手渡した。第3に、協力者の意向を確認するとともに、「調査協力確認書」に署名を依頼した。第4に、インタビュー後において、調査協力の同意を破棄することを可能にする「同意撤回書」も添えて手渡した。

#### 4. 研究成果

子ども時代に家族崩壊・逆境的体験を経験しながらも、社会的な支援を得られず、生活を維持した者26名にインタビュー調査を行い、それを上述した理論的な視点から分析した。その結果、次の2つの点が明らかになった。第1に、社会的養育の枠組みでは、家族崩壊・逆境的体験を「子どもに不利益をもたらすもの」として捉えたうえで実施していたために、そこに当てはまらない子どもは社会的支援を得ることが困難であった。そのため、第2に、彼/彼女らが生活上の課題を解決するには、労働市場で賃金を得ることに強く依存せざるを得ない状況が明らかになった。

近年、子ども時代の逆境的体験を捉える指標として、アメリカの国立研究機関 CDC (Centers for Disease Control) が発表した「ACE 研究(通称 ACEs)」(Felitti et al, 1998) が注目を浴びている。ACEs とは、「逆境的な子どもの時代の体験 (Adverse Childhood Experience)」の略称であり、ある人の健康上のリスクを、子ども時代の体験と関連性に焦点を当てたものである。

本研究で明らかになった結果は、先行研究や ACEs において、支援の必要性を根拠づけるために逆境的体験を定義するという営みの中に、限定的で望ましい家族モデルを恣意的に設定しているのではないかという問題提議につながるものである。

そして、社会的養護の外側にいる子どものケアのあり方を、子ども時代に逆境的体験(虐待・家族の機能不全)をした者自身が用いるサバイバル・ストラテジー(逆境的体験それ自体とそこから派生する生活問題に対する生存戦略)という観点から、子ども時代に逆境的体験をした者の経験を捉える必要性が明らかになった。

また、アメリカ合衆国との比較的検討により、次のような点が明らかになった。日本における社会保障制度および社会福祉政策は、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごと、あるいは生活に必要な機能に区別されることで形作られている。このような制度体系に対して社会福祉の実践においてはしばしば制度の縦割りの問題として指摘されてきた。制度の縦割りは、対応可能なサービス内容が限定されているため、相談内容に対処できない場合には、その相談を断らなければならない。実際、国もこうした問題意識をもっており、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)等で取り組まれている。一方で、こうした包括的な体制の構築においては、どのようなシステムを用いるのかについては議論が進められているものの、それがどのような理念のもとで行うことが望まれるのかの議論は不十分である。こうした制度を現実とし、子ども・若者とその家族の権利を保障しつつ、持続可能なものにしていくためには、アメリカ合衆国での制度政策の実施にあたって重要視しているその根底にある理念の重要性について、日本でも深く議論することも求められるのではなかろうか。

【文献】

- Arditti, J. A. 2015 “Family Process Perspective on the Heterogeneous Effects of Maternal  
Amato, P. R., Laura L., and Alan B. 1995 “Parental Incarceration and Multiple Risk  
Experiences; Effects on Family Process and Children’s Delinquency”, *Journal of Youth  
and Adolescence* 39: 1471-1484.
- Incarceration on Child Wellbeing: The Trouble with Differences”, *Criminology & Public  
Policy* 14(1): 169-182.
- Felitti, V. J., Anda, R. F., et al 1997 “Relationship of Childhood Abuse and Household  
Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults: The Adverse Childhood  
Experiences (ACE) Study”, *American Journal of Preventive Medicine* 14: 245-258.
- 西田芳正他 (2011) 『児童養護施設と社会的排除：家族依存社会の臨界』 解放出版社 .
- 田中理絵 (2009) 『家族崩壊と子どものスティグマ—家族崩壊後の子どもの社会化研究 (新装  
版)』 九州大学出版 .

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 高橋康史	4. 巻 767
2. 論文標題 社会福祉の歴史から見るソーシャルワーカー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋康史	4. 巻 31
2. 論文標題 刑余者の地域生活支援に関する事例研究－ワーカー/クライアント関係に注目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人間文化研究	6. 最初と最後の頁 39-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高橋康史・川瀬瑠美	4. 巻 31
2. 論文標題 学校教育におけるソーシャルワークの活用に関する一考察－生徒指導論を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人間文化研究	6. 最初と最後の頁 115-131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高橋康史	4. 巻 34
2. 論文標題 家族に犯罪者をもつという出来事からみえてくること－公私関係の焦点となる家族のありか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代の社会病理	6. 最初と最後の頁 21-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋康史	4. 巻 15
2. 論文標題 韓国・ソウル特別市におけるマイノリティ青少年の当事者活動	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間文化年報	6. 最初と最後の頁 40-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高橋康史	4. 巻 15
2. 論文標題 アメリカ合衆国における子ども・若者を対象としたシステム・オブ・ケア	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間文化年報	6. 最初と最後の頁 81-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 高橋康史
2. 発表標題 犯罪者を親にもつ子どもの支援に関する研究：家族崩壊の観点から
3. 学会等名 2018年度韓国社会福祉学会春季学術大会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高橋康史
2. 発表標題 公教育から離脱した青少年に対する修学支援の可能性と課題
3. 学会等名 2019年度日本教育福祉学会研究例会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 高橋 康史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 264
3. 書名 ダブル・ライフを生きる 私	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----